

予定日(40週)を超過し、14回を超えて妊婦健康診査を受診した方を対象とした妊婦一般健康診査費の助成(償還払)について

広島市では令和6年4月1日より、予定日(40週)を超過し、14回(多胎の場合は19回)を超えて妊婦健康診査を全額自己負担で受診した方を対象に、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。(※令和6年4月1日以降の受診が対象)

● 対象者(以下のすべてに該当する方)

- ・ 受診日に広島市に住民登録を有する方
- ・ 受診日が令和6年4月1日以降である
- ・ 妊娠40週(予定日)を超過した受診である
- ・ 14回分(多胎の場合は19回)の妊婦健康診査補助券をすべて使用している
- ・ 妊婦健康診査の費用を全額自己負担(保険外診療)している



元氣じゃけんひろしま 21
マスコットキャラクター
「そらママ」

● 助成について

1回当たりの助成限度額と実際に支払った妊婦一般健康診査費を比較して、低い金額が助成金額となります。

- * 文書料、テキスト料金等妊婦一般健康診査の費用でないものは助成対象となりません。
- * 1回当たりの助成限度額については広島市ホームページでご確認ください。

● 申請方法

出産された日から6か月以内に、以下の必要書類を添えてこども未来局こども青少年支援部母子保健担当へ郵送により申請してください。

必要書類

- ・ 妊婦一般健康診査費等助成申請書(償還払)(様式第1号)
 - ・ 健康診査実施機関が発行した領収書・明細書の写し(コピー)
 - ・ 母子健康手帳の「表紙」及び「妊娠中の経過のページ」の写し(コピー)
- ※ 妊婦一般健康診査助成申請書(償還払)は広島市ホームページからダウンロードできます。
(URL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/4682.html>)



● その他

- ・ 添付書類の不足や、申請書の記載内容に不備がある場合は、申請された方に問い合わせをさせていただきますので、予めご了承ください。
- ・ 審査に必要な情報について医療機関等に問い合わせを行うことがあります。
- ・ 審査は受付日から2~3か月程度かかります。審査及び支払手続き終了後、決定通知書を送付します。

申請・問い合わせ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局こども青少年支援部母子保健担当

TEL : 082-504-2623

